

令和7年度第1回川崎市労働資料等に関する懇談会 議事録

- 1 日 時 令和8年2月9日（月）午後3時00分～午後4時30分
- 2 場 所 川崎市役所南庁舎18階 第5会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 館委員、稲富委員、平見委員、奥村委員、沼田委員、榎委員、磯部委員
 - (2) 川 崎 市 井野労働雇用部長、加藤担当課長
 - (3) 事 務 局
- 4 傍聴人 2名
- 5 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 川崎市挨拶（労働雇用部 井野部長）
 - (3) 議事
 - ① 労働資料等収集要綱に基づく除籍資料について
 - ② 除籍資料の譲渡等について
 - (4) 閉会

加藤課長 お待たせいたしました。ただいまから、「令和7年度第1回 川崎市労働資料等に関する懇談会」を開催いたします。本日は、お忙しいなか、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日、司会進行を務めさせていただきます、経済労働局労働雇用部担当課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず、会議公開に関しまして、御説明をさせていただきます。川崎市では、透明かつ公正な会議の運営を期し、開かれた市政の実現を図ることを目的として、審議会等の各種会議を公開しております。この労働資料等に関する懇談会につきましても、公開対象となっております、ホームページ上に日時及び議題等が掲載され、一般の方も会議を傍聴可能となっておりますので御了承いただきたいと思います。なお、会議の議事内容につきましては、録音をさせていただきます、後日、議事録につきましても一般公開をさせていただきます。会議を公開した場合、発言者及び発言内容が既に傍聴者に公開されていますことから、議事録におきましても、発言された委員のお名前を記載した上で作成させていただきますので、御了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。それでは、開会に先立ちまして、労働雇用部長の井野よりご挨拶を申し上げます。井野部長、よろしくお願ひいたします。

井野部長 本日は、お忙しい中、「令和7年度第1回川崎市労働資料等に関する懇談会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から川崎市政の推進に多大なる御支援・御協力をいただいておりますとともに、これまでの懇談会に引き続き、御参加いただきましたことに、心から感謝申し上げます。当懇談会は、川崎市労働資料室に収蔵している「労働資料等のあり方」などについて、専門家の皆様にご助言いただくことを目的に令和5年12月に設置したものでございまして、今回で5回目の開催となります。

なお、参考資料3にありますとおり、現在進めております川崎市民館・労働会館の改修工事につきまして、工期の再延長により、供用開始時期が令和9年11月に延期となりました。その関係もございまして、委員の皆さまには、令和7年12月末までの任期を1年間延長させていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

昨年度の懇談会では、皆様から非常に多くのご意見をいただきまして、「労働資料等収集要綱」をはじめとする、今後の労働資料室の運営に関する事項を決定させていただきました。本日の懇談会については、新施設への移転に向けて、「労働資料等収集要綱」に基づく除籍資料についてが、主な議題となりますので、様々なご意見を頂戴できればと考えてございます。結びになりますが、皆様の活発な御論議のもと、本日の懇談会が実り多いものになることをお願ひ申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

加藤課長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。ここからの議事進行は、座長である井野部長にお願いしたいと思います。それでは、井野部長お願ひいたします。

井野部長 それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。議題（1）「労働資料等収集要綱に基づく除籍資料について」、事務局から説明いたします。

事務局

<事務局より資料の説明>

館委員 2の(2)譲渡等の対象者に関してですが、譲渡を受ける団体について、確認は行うのでしょうか。また、用途についても確認されるのでしょうか。

事務局 譲渡にあたりましては、申込書の提出を検討しております。その申込書の中で、譲渡を希望される団体名の記載欄を設けるとともに、資料の適切な取り扱いに関する遵守事項について、確認・チェックをしていただく形を想定しております。

井野部長 平見委員は、神奈川県労働情報コーナーを運営されているかと思いますが、実際に資料の除籍や処分については、どのような手順で行っているのでしょうか。参考までにお伺いできればと思います。

平見委員 かながわ労働プラザという指定管理施設の中に労働情報コーナーがございまして、年末に保存資料と除籍資料を仕分ける作業は行っておりますが、具体的な手順につきましては、私のほうでは把握しておりません。

館委員 譲渡リストはどこかに載せるのでしょうか。

事務局 想定しておりますのは、皆さまに除籍候補資料をご確認いただいた後、庁内検討会議において最終的な除籍資料を決定する予定です。決定した除籍資料につきましては、リスト化したうえでホームページに公開することを考えております。その際には、譲渡の手順や要領についても併せて掲載し、適切に周知してまいります。また、先ほどご説明したとおり、譲渡の優先度についてですが、まず川崎市が設置する施設に対してリストを提供し、必要な資料の有無を確認していただく流れを想定しております。その後の団体または個人への譲渡につきましては、事務局としての素案ではありますが、市内外の国または地方公共団体が設置する施設、さらには民間の施設または団体を優先して情報提供するのが良いのではないかと考えております。個人へ譲渡した場合、その後の資料が公に閲覧できなくなる可能性が高いため、まずは公共性のある施設を優先して譲渡することが望ましいと考えております。

井野部長 譲渡をする際の優先順位の考え方について事務局としての素案を示させていただきましたが、委員の皆さまからご意見等がございましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

沼田委員 優先度につきましては、やはり設定したほうがよく、個人は最後の優先順位になるかと思えます。また、別の点でお伺いしたいのですが、2の(3)譲渡等を受ける際の条件では、一定の制限を設けていますが、(4)譲渡等の手続で、個人については手続きを省略することができるかとされています。この場合、譲渡を受けた個人が、営利目的でインターネット等に出品するといった行為を完全に防ぐのは難しいように思われますが、その点については、仕方がないという整理になるのでしょうか。

事務局 一定程度、譲渡する際に転売される可能性がある資料につきましては、無償配布の場には出さないという対応も一つの考え方かと考えております。また、譲渡会などに参加される方については、前提となる事項を事前にしっかりと説明したうえで参加していただくことを想定しています。とはいえ、沼田委員がおっしゃったとおり、そうした対応を行っても転売を完全に防ぐことは難しい面があると認識しております。先ほどご説明したとおり、除籍資料には「川崎市労働資料室から除籍」という印を押しますので、一定程度、付加価値を下げることで転売抑止にはつながるのではないかと考えております。

沼田委員 私自身の経験になりますが、古本屋で購入した書籍の中に、図書館で除籍された資料が含まれていたことがあります。そのため、譲渡後の転売を完全に制限することは、なかなか難しい面があるのではないかと感じております。

井野部長 沼田委員がおっしゃるとおり、究極的には、譲渡後の資料の取り扱いについて、どこまで責任を求められるかという点には限界があるのではないかと考えております。

館委員 先ほど、除籍資料のリストをホームページで公開するとのことでしたが、その公開期間については何か定められるのでしょうか。また、一定期間、どこからも申し出がない場合には廃棄する、といった期限を設けるお考えはありますでしょうか。

事務局 資料1の4今後のスケジュールをご覧いただければと思いますが、移設と譲渡につきましては、数か月間の期間を設けて実施する予定です。情報を広く公開し、多くの皆さまにご覧いただきたいと考えておりますが、すべての方に十分に行き届かない可能性もありますので、一定の公開期間は設けたいと考えております。一方で、「早く譲渡を受けたいのに、期間が設定されていることで受け取れない」というご意見も想定されますので、例えば、第1期はいつからいつまでといった形で段階的に期間を区切って実施する方法も一つの案として考えております。

沼田委員 話が戻ってしまいますが、個人については、譲渡後の利用目的を究極的に縛れないのであれば、やはり優先度は最後になるのではないかと思います。

稲富委員 基本的には、譲渡先には優先度を付けて運用するのが良いと思います。また、除籍資料については、「転売を禁ず」といった趣旨の印を押しておくことで、一定の抑止効果にはつながるのではないかと考えております。確実な効果がどの程度あるかは分かりませんが、通常であれば、そうした表示があれば転売を控えようとする方が多いのではないかと思います。

井野部長 どのように優先度の高いところへ優先的に譲渡していくのかについては、手法も検討していく必要があると考えております。先ほど申し上げたように、第1期はいつからいつまで、といった形で期間を区切る場合には、同じ資料について複数の希望があった際に、そのタイミングで優先度を判断する方法もあります。または、事務局から説明があったように、先に優先的な施設に対してリストをお示しし、いつまでにご回答くださいという期限

を設定したうえで、回答のなかった資料をホームページに掲載し、一般向けに公開するといった方法も考えられると思います。

舘委員 実際には、譲渡の作業を行うのは労働資料室の職員の方になるのでしょうか。実務を担うのは、どなたを想定しているのかお伺いしたいと思います。

事務局 新施設への移転前の段階となりますので、譲渡作業につきましては、基本的には労働雇用部で実施することを想定しております。また、労働資料室の管理業務については、委託しておりますので、受託者にも協力いただきながら作業を進めていきたいと考えております。

稲富委員 作業負担の軽減という観点からも、譲渡を希望される方に直接お越しいただき、資料の箱詰めまで行っていただく方法がよいのではないかと考えています。書籍類は、詰め方が雑であると不快に感じられる方もいらっしゃると思いますので、希望者ご自身でそのまま詰めて、お持ち帰りいただく形が望ましいのではないかと思います。

磯部委員 もし同じ書籍について複数の希望があった場合、優先度はどのように考えているのでしょうか。

事務局 基本的には、市のほうで抽選を行う形にするか、あるいはその時期における先着順とするか、いずれかの方法になるのではないかと考えております。ただし、早く知ったかだけとなると、情報がどの程度広く行き届いたかという点にも課題が生じますので、例えば2週間程度の期間を設けて、その期間を経たうえで先着順とする方法もあり得るかと思えます。また、同じタイミングで複数の希望が重なった場合には、抽選により決定とすることをご説明し、ご理解いただくような運用になるのではないかと考えております。いずれにしても、どの手法を採用するかについては、今後、具体的に決めていく必要があると考えております。

井野部長 行政として公平な取り扱いを行うためには、設定した締め切り時点で応募のあった方を対象とし、そのうえで同一の優先順位に該当する希望者が複数いた場合には、抽選により決定させていただく形が適切ではないかと考えております。

稲富委員 譲渡先の記録を残しておけば、閲覧を希望される方は、譲渡先の図書館等を案内することができますので、そうした形にできると良いのではないかと思います。ただ、個人に譲渡した場合につきましては、ご案内することができなくなる点は避けられないです。

井野部長 譲渡先につきましては、後から追えるよう、記録に残していきたいと考えております。

奥村委員 例えば、除籍資料を受け取られた方が亡くなり、その相続人が資料を引き継いだ場合には、転売されてしまう可能性もあるかと思えます。そうした点を踏まえると、譲渡先として個人を含めるべきものなのかは検討する必要があると思います。

井野部長 市の財産を個人へ譲渡するという考え方については、行政としても判断が難しい部分があると感じております。一方で、除籍資料を必要として活用したいという方がいらっしゃるにもかかわらず、廃棄してしまうとなると、その理由づけもなかなか難しい面がございます。実際に、どの程度個人の方から希望が寄せられるのかは現時点では不明ではありますが、可能な限り資産を活かせる方向で検討していきたいと考えております。

館委員 今回は、約1万1千冊を除籍する予定ですが、新施設へ移転した後も、毎年適切に除籍を行っていかないと、蔵書が再び増え続けてしまいます。そのため、継続的な運用の仕組みを整えることが重要ではないかと考えております。今回、蔵書検索が可能なデジタルアーカイブシステムを構築していただきましたので、この仕組みを活用し、除籍資料リストも掲載したうえで、資料室の管轄の中で継続して対応していただく仕組みにしていけることができれば良いのではないかと思います。

事務局 できるだけ公開できる形で進めていきたいと考えております。

井野部長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様から全体を通して何かございますでしょうか。これをもちまして、議事を終了させていただきます。議事の進行につきまして、皆様方のご協力に感謝申し上げます。本日、御意見をいただきました事項につきましては、庁内検討会議で議論のうえ、市としての意思決定を図ってまいりたいと考えております。現時点では、皆さまにご確認いただいたうえで除籍する資料を確定し、最終的には新施設の供用開始までに廃棄が完了できればと考えておりますので、期間的にはまだ一定の猶予がございます。もし「1か月では確認が難しい」といったご意見がございましたら、そこはご相談のうえで調整していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の議事は全て終了しましたので、進行を事務局に戻します。

加藤課長 これをもちまして、令和7年度第1回川崎市労働資料等に関する懇談会を閉会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協力いただき、貴重なご意見を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。また、令和8年度の懇談会については、開催の必要性がある場合は、改めて、日程調整をさせていただきます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

以上